



# J-PARCにおける各実験施設の利用体系と 公募受付・審査体制及び審査の指針について

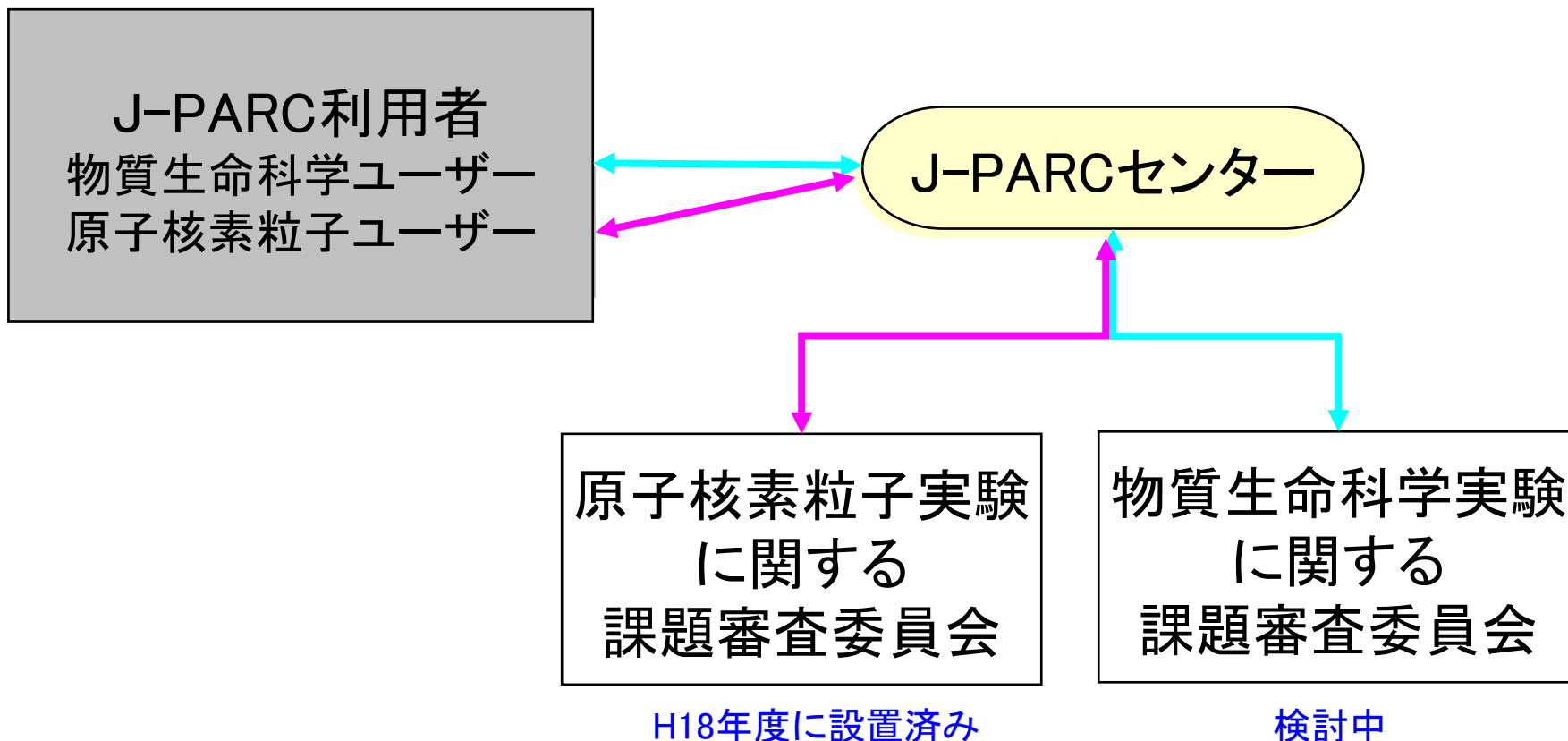
高エネルギー加速器研究機構  
日本原子力研究開発機構

(発表者:永宮正治(J-PARCセンター長))



# J-PARCにおける課題審査の流れ

- J-PARCの利用実験申請課題は、J-PARCセンターで一元的に受け付ける。
- 実験課題の審査は、各実験施設毎に行う。
- J-PARC全体での実施可能性を考慮した上で、J-PARCセンターより審査結果を各ユーザーに通知する。





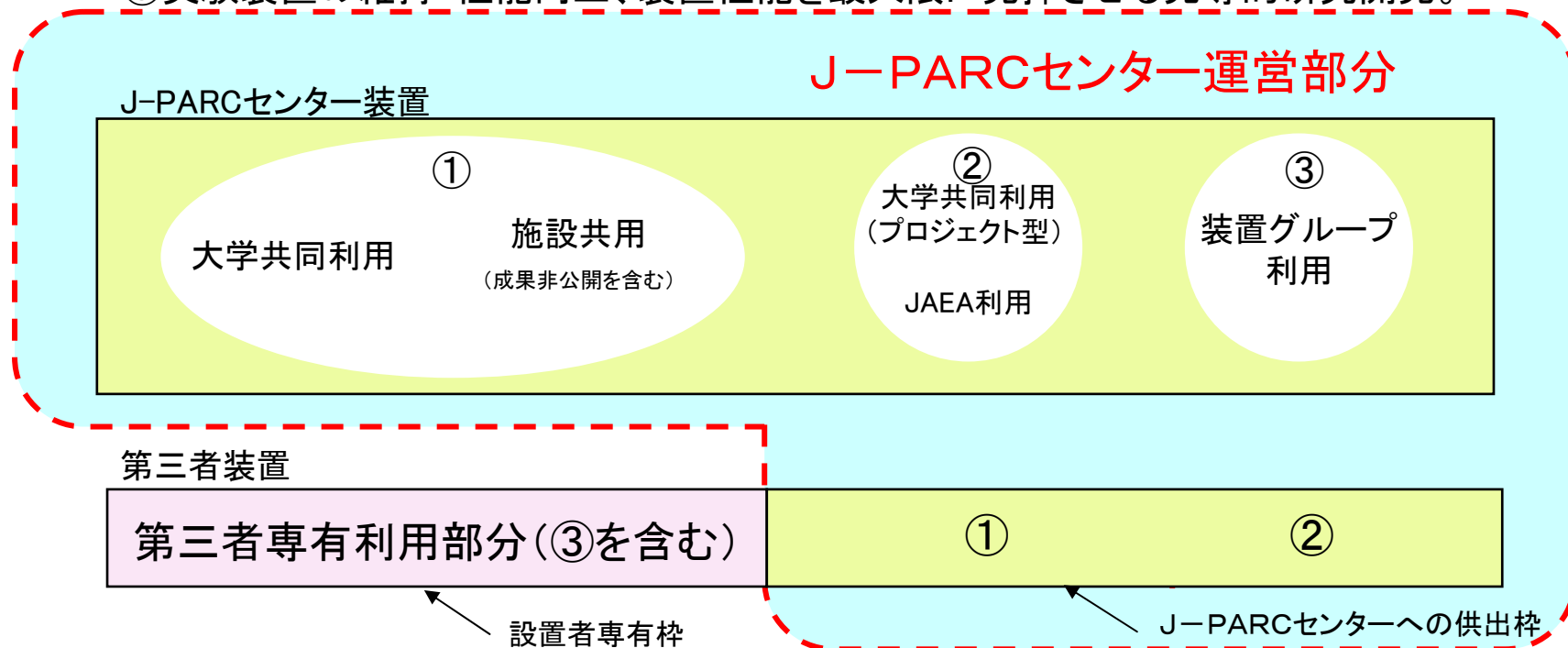
# J-PARC/原子核素粒子分野の審査体制

- ICFA/IUPAP のガイドラインを適用。
  - 無償を原則とする。
  - 審査の指針はKEKの指針と同じ。(資料4の4ページ参照)
- 実験課題は J-PARCセンターで受け付け、結果も J-PARCセンターより通知。
- 課題審査は、素核研に設けられた課題審査委員会において実施。
  - 大強度陽子加速器における原子核素粒子共同利用実験課題審査委員会
    - ・ 15名の委員:3分の1は国外委員
      - ・ 国内関連分野研究者 8名
      - ・ 海外関連分野研究者 5名
      - ・ KEK素粒子原子核研究所より2名

# J-PARC/MLFの利用体系(1)

## ■物質・生命科学実験施設利用課題審査委員会(MLF-PAC)(仮称)において一元的に審査

- ①MLFの実験装置を使用した研究を推進するため幅広い利用者に開放。
- ②両機関が主導的に推進する研究。
- ③実験装置の維持・性能向上、装置性能を最大限に発揮させる先導的研究開発。



○第三者装置の運営は、設置者が行う。

・設置者は、ある割合の利用時間をJ-PARCセンターに供出。設置料及びビーム利用料金は無償。



# J-PARC/MLFの利用体系(2)

| 利用体系          |   |   | 審査             |
|---------------|---|---|----------------|
| 成果公開<br>(無償)  | 大学共同利用<br>施設共用<br><br>大学共同利用<br>(プロジェクト型)<br>JAEA利用<br><br>装置グループ利用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期募集課題<sup>【注1】</sup><br/>長期(複数年)利用課題も含む</li> <li>・緊急課題<sup>【注2】</sup></li> </ul> | MLF-PAC        |
| 成果非公開<br>(有償) | 施設共用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期募集課題</li> <li>・随時受付課題、時期指定課題</li> </ul>   | J-PARC<br>センター |

【注1】 トライアルユースの受付も検討中。

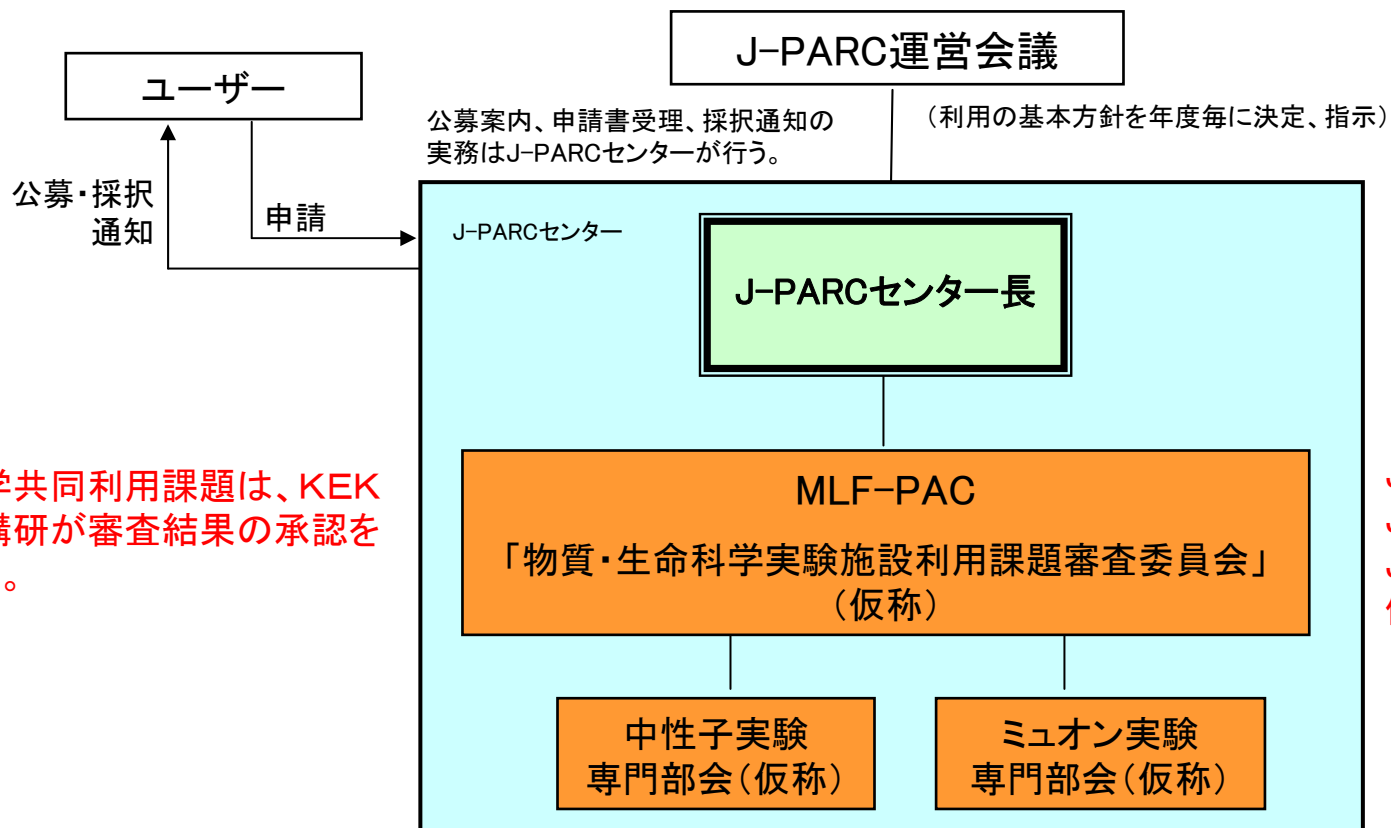
【注2】 緊急課題のための利用時間を一定の割合以内で留保する予定。

# J-PARC/MLFにおける一元的な課題審査

物質・生命科学実験施設利用課題審査委員会(MLF-PAC)(仮称)による一元的な課題審査

- J-PARCセンター長名による一元的な公募受付、採択通知
- J-PARCセンター長の下に設置
- 中性子利用課題とミュオン利用課題を審査(専門部会の設置)、課題毎の利用時間の配分

【注】MLF-PACでは、成果非公開課題を除く利用課題について審査する。



大学共同利用課題は、KEK物構研が審査結果の承認を行う。

JAEA利用研究については、JAEAで取りまとめた上、JAEAがMLF-PACに審査を依頼する。



# J-PARC/MLF-PACにおける課題審査の指針

- 科学技術的意義
- 技術的な実施可能性
- 研究組織の実施能力
- J-PARC利用の必要性
  - その他、利用条件として安全性を満たすこと

## 【参考】 IUPAPガイドラインにおける審査の指針

- 科学的意義(優位性)
- 技術的な実施可能性
- 実験グループの能力
- 必要とするリソースの利用可能性



# J-PARC/MLF のポリシー (1)

| ポリシー   | J-PARCでの実施内容  |
|--|---|
| 利用者に関われた制度<br><br>ピアレビュー制度<br>・ 公平性<br>・ 公明性<br>・ 便利性<br>・ ユーザーニーズ対応 | ① 国際諮問委員会 (IAC)<br>② 利用者協議会<br>③ J-PARC / MLF-PAC<br>④ MLF施設利用委員会 (実験装置の審査)<br><br>* ①、②は全て外部有識者からなる委員会。③、④は外部有識者を含む委員会       |
| 明確な課題審査の指針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 科学技術的意義</li> <li>■ 技術的な実施可能性</li> <li>■ 研究組織の実施能力</li> <li>■ J-PARC利用の必要性</li> </ul> |
| 既存の枠組みを生かした<br>利用体系  | ① 広い利用者への開放: 大学共同利用、施設共用<br>② 両機関が主導的に推進する研究: 大学共同利用 (プロジェクト型)、JAEA利用<br>③ 装置グループによる性能維持・向上、先導的研究                             |





## J-PARC/MLF のポリシー (2)

| ポリシー                     | J-PARCでの実施内容   |
|--------------------------|--|
| 適切なビームタイム配分、<br>スケジューリング | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ MLF-PACによる課題審査でランク付け。</li> <li>■ J-PARCセンターが責任を持って時間配分決定。</li> </ul>  |
| 第三者装置の運用                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第三者が設置するBLの専有を認める。ただし、原則として、一定の割合で J-PARCセンターにビーム時間を供出する。</li> <li>■ BLの維持管理は設置者</li> </ul>   |
| 利用を促進するための<br>利用体系       | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 成果公開           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビーム利用料金は無償</li> <li>・ 幅広いユーザーの利用による成果創出を重視</li> </ul> </li> <li>② 成果非公開           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビーム利用料金は有償</li> <li>・ 企業による産業利用の促進、秘密の保持の徹底</li> </ul> </li> </ol> |